

留 意 事 項

- 1、この診療情報提供書は、静岡市の介護保険サービスを利用される方について、健康保険法の規定に基づき、その方の保険医療機関である主治医から居宅介護支援事業者等に対して必要な情報提供を行う場合に利用できます。
- 2、介護保険サービスの利用に当たり、この診療情報提供書に記載された項目以外に、利用者の健康状態について把握する必要がある場合には、サービスを提供する事業者（施設）と利用者との間で協議していただくことになります。
- 3、皮膚疾患の項目は、疥癬等伝染性皮膚疾患の有無について記載して下さい。
- 4、利用者の健康状態などにより、レントゲン検査ができない場合には、胸部レントゲンの欄に斜線を引いて下さい。
- 5、主治医は太線内の項目について記入して下さい。